くらしのミニ情報

消費生活辞典

〔おの部〕

オートメーション 自動操作自動制御装置を使い、自動的に大量生産を行なう方式をいう。

卸売商 製造業者もしくは、生産業者との中間にあって売買取引を行ない商品の流通を円滑にする機能をもつものをいう。通常、中央市場の卸売人はこれと区別され、仲買人に商品をせり売りにより売渡す法人をいう。

〔かの部〕

格差 物やサービスの価格の差、大企業と中小企業の経済力の差などを表わすときに用いられる言葉。二重構造を特徴とする日本の経済では、とくに生産性や技術面での企業間格差が問題とされる。

中央卸売市場

野菜 いよいよキノコのシーズンです。キノコの王様マツタケは今年も北朝鮮からの輸入により、量的にも価格面でもグーンと身近なものになりました。

エノキダケ、シメジはほとんどが人工栽培で時期を問わず、いつでもありますが、その持ち味をいかした鍋物、たきこみ、汁などの料理に、やはりこれからが本当の時期といえましょう。

果実 秋の味覚「柿」の季節がやってきました。新潟で一番好まれる品種は、おけさ柿（八珍柿）と寺社柿（渋ぬきしたもの）です。

渋い柿は便秘の原因となりますが、甘く熟したものは、その心配はありません。

柿は、みかんと共に、ビタミンCの極めて多い果物です。

広がる医療費の無料化

老人・重度心身障害者・特別疾患

社会福祉をと、年々その施策も拡充の一途をたどっていますが、その一環として、老人医療費の無料化の拡大、重度心身障害・スモン病などの特別疾患の方がたに対する医療費の無料化の制度が、このほど発足しました。該当される方は、担当課へお問合わせください。

65歳以上のひとり暮らし老人・日雇健保給付満了者・身体障害者

十月一日から、老人医療費の無料化が拡大されました。該当される方は、次のとおりです。

◇◇◇ひとり暮らしのお年寄り◇◇◇

◆対象者 六十五歳以上の方で、常にひとり暮らしの状態にある方

◇◇◇身体障害のあるお年寄り◇◇◇

◆対象者 六十五歳以上のお年寄りで、国民年金法別表一障害等級表一に該当する方

◆障害認定

① 国民年金法による認定を受けることのできる方は、認定を受けなければなりません。

② 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付を受けている方は、次のいずれかに該当する方。

▼身体障害者障害程度等級表の一級から三級までに該当する方▼同表四級のうち、音声機能か言語機能に障害のある方▼同表四級のうち、両下肢のすべての指を欠いているか一下肢の下腿の二分の一以上欠いているか、一下肢の機能の著しい障害のある方▼厚生年金保険法など年金各法によって、障害または廃疾による年金などを受けている方で、当該年金証書などによって、その障害の程度が、別表一に該当する方▼以上の方法で障害の程度を確認できない方（精神障害など）は、国民年金法の障害認定にならって、個別に認定します。

◆支給期間 ①始期 ▼六十五歳前にすでに障害のある方は、六十五歳の誕生日の属する月の初日▼六十五歳となった後の方は、認定された日の属する月の初日 ②終期 七十歳に達するまでの間に、障害の程度が軽減し、該当しなくなった場合は、その該当しなくなった日

◆申請 老人医療費受給者証交付申請書に▼国民年金法によって障害認定を受けることができる方は国民年金法別表に該当することを証する書類▼身体障害者手帳の交付を受けている方は、該当障害を証する書類▼そのほかの方は、当該事実を証する書類▼年金各法による方は、医師の診断書

◇◇◇日雇労働者健康保険給付満了者◇◇◇

◆対象者 六十五歳以上の方で、日雇労働者健康保険法に基づく給付の期間が満了した疾病か負傷していて、日雇労働者健康保険被保険者手帳を持っている方、または、その被扶養者。

重度心身障害者

窓口は市福祉課

重度身体障害者・重度精神薄弱者・重症心身障害者に対して、医療費の無料化が実施されることになりました。該当される方は、印かん、保険証、身体障害者手帳を持参のうえ、市福祉課へ申出てください。

◆対象者 市内にお住いの重度身体障害者・重度精神薄弱者・重症心身障害者

◆障害条件 ①重度身体障害者は身体障害者手帳の交付を受け、その等級が一～二級の方②重度精神薄弱者は知能指数三十五以下と判定された方③重症心身障害者は知能指数三十五以下で身体障害一～二級の重複障害者。

これらの条件のほかに、日常生活における基本的な動作（食事・排便・入浴・寝起きなど）が困難で、個別的な介助を要するか、ひん繁なてんかん様発作または、失禁、暴食、興奮、多寡動などの問題行動を有し、常時注意と監護を必要とする方。

◆経済条件 次のいずれかに該当する方①本人の前年の所得が、所得税を課税される基準に満たない方②本人の配偶者および主として生計を維持している扶養義務者の前年所得が、国民年金法による障害福祉年金の所得制限基準に満たない方。

◆実施時期 十月一日から

◆該当しない方 ①六十五歳以上の方②生活保護法による被保護者

スモン病など特別疾患を対象に

医療費が高額で、患者の負担が大きい特別疾患に、医療費の助成制度ができました。現在治療を受けている方は、昭和四十八年四月一日にさかのぼって、適用されます。該当者は、次の手続きをとってください。

◆対象者 スモン・ベーチェット・重症筋無力症・全身性エリテマトーデス・多発性硬化症・再生不良性貧血

◆助成内容 医療を受けている医療費の自己負担額がある場合、その自己負担額が、公費負担となります。なお、支払いは、原則として、口座振替えです

◆申請手続き 該当者は、所轄保健所予防課へ、次の書類を添えて、申請してください。

特定疾患医療受給者票交付申請書・診断書・口座振替申込書・治療費請求書・付加給付額証明書・住民票

これらの用紙は、保健所予防課にとりそろえてあります。

◆問合わせ

東保健所予防課☎41－四一二一 内線二五六

西保健所予防課☎66－五一七一 内線 三〇

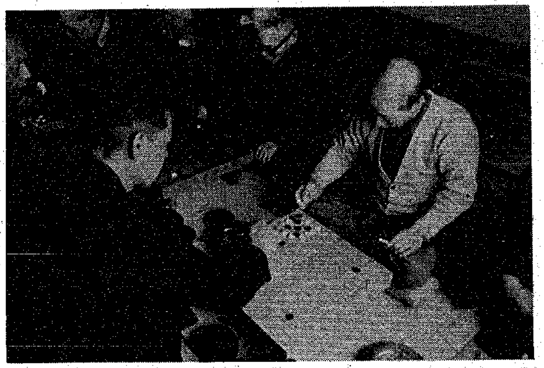

お年寄りの不安は、なんといっても病気。気のあった人びと碁に打ち興ぜられるのも、健康だからこそ。

▽▽▽▽ 体験記 △△△△

小さい子の九九%までが虫歯、親子そろって虫歯のないのは近ごろまれーという中で、市内河渡の樋口正子さん(三七)亜希子ちゃん(三)の母子が「母と子のよい歯のコンクール」全国大会に出場しました。

これは、歯科医師会の協力で行なわれた市大会、県大会で第一位に選ばれて、全国大会に臨むものです。全国大会に臨むにあたって樋口正子さんから「体験記」が寄せられました。

うがい、歯みがき

樋口正子（二十七歳 主婦）

私が生れた時期は、終戦後間もない物資の最も欠乏していた頃といわれ、母の昔語りのなかでは、一際力の入る、新円の切換え、主食の配給状況、足りない食糧の調達方法などで、歯のことなどほとんど気にとめずに育てられたようです。

ただ、小学校入学後しばらくして歯がぐらつきはじめると、母は糸を歯にからませて引っ張り抜き、「このあとに丈夫なよい歯が生えますように」と手を合せてお祈りしたあと、上の歯は縁の下に、下の歯を屋根に上げた思い出しかありません。

しかし小学校高学年の頃から、歯のよい事を自覚しはじめ、意識して歯みがきや、うがいをするように気をつけました。

長女亜希子を妊娠したとき歯は胎内でその基礎がつくられると教えられましたので、胎児の発育のためにも、私自身の体のためにも栄養のバランスを保たなければならないと思い、魚貝類や海草類、牛乳、卵、レバー等に野菜を添えて食べるような配慮をしました。

その甲斐あってか三三五〇グラムの元気なうぶ声をきいたときの汗と安堵は、今でも新しい感激となって私を包みます。

出産後一週間位で母乳が出なくなったためやむなく人工栄養に切り替えましたが、大した病気もせずに順調な発育を示してくれました。

二か月目から、ミルクのほかに、魚貝、ほうれん草などのすまし汁にうす味をつけて与えました。

体重が出生児の三倍近くなった三か月頃から卵黄をみそ汁でといたり、ミカン汁を与えたりしながら、三か月後期にはパンがゆを少少口になじませるなど、町の保健婦さん、助産婦さんにお医者様の助言や、育児書を参考にしながら、夢中で栄養、保育管理と忙がしい毎日を過したものでした。

お誕生すぎてからは、おやつに気をつけ果物や牛乳を中心にして、甘いものはできるだけ量を控え目としました。

十か月頃から歩き始めましたが、歩行のしっかりする時期には、近所の遊び仲間の一員として、木陰のドロンコいじり、たらいプール、はては海水浴にと、戸外にすごす時間が多い日の連続でした。

母親の願いは、亜希子にもやはり歯がきれいであって欲しいと思い、授乳後白湯を含ませ、離乳食をとる頃から食後に脱脂綿をぬらして口の中を拭いてやりました。生え始めた歯の感触はとてもさわやかなものでした。

二才になると、私と一しょになって水洗いした歯ブラシで歯を磨く真似や、ブクブクをしていましたが、三才になり保健所でむし歯がないとほめられたのをきっかけに、毎日、朝食後と寝る前に歯みがきをすることと、おやつのあとにうがいをして口の中の清掃に、一層気をつけるようになりました。

幸に亜希子は、チョコレートや飴類をあまり好みません。夫もまた同様、むし歯の苦労を知らずにすごしております。

"この状態のままで年を重ねたい"

母親として、主婦として、私の責任の重いことを痛感している此の頃でございます。

× × × × × × × ×

中卒程度認定試験

☆対象 来年三月三十一日までに満十五歳になる方で①～③のどれかに該当する方①現在、義務教育の猶予もしくは免除を受けている方または以前に受けた方②旧尋常小学校または旧国民学校への就学義務の猶予または免除を受けた方③義務教育諸学校を卒業できなかった方で、手続きをして猶予または免除を受けなかったが、猶予または免除を受ける事由と同等の事由があったと文部大臣が認めた方

☆願書受付け 十月十三日まで

☆問合わせ 詳しいことは、県教育委員会でどうぞ。

婚前学級

☆日時 十月十九日・二十六日の二回、午後六時～

☆会場 イチムラデパート九階

☆内容 一日目－血液検査、講演「結婚と医学の展望」県医師梶島史子、受胎調節個人指導 二日目－映画「選ばれた道」、講演「新婚時代の精神衛生」開業医上村晟、家族計画の実際と受胎調節個人指導

☆血液検査の内訳と料金 梅毒検査－無料 貧血検査－三十円 血液型検査－二百四十円

離乳食講習会

とき 10月11日午後1時30分～

ところ 西保健所

幼児食講習会

東保健所 とき 10月16日 午後1時～ ところ 栄養指導室

西保健所 とき 10月12日 午後1時半～ ところ 栄養指導室

健康相談

〈中野小屋地区〉

とき 10月11日 10：00～12：00 1：00～3：00

ところ 中野小屋連絡所

〈内野地区〉

とき 10月12日 10：00～12：00 1：00～3：00

ところ 西地区事務所

酒害相談

◆東保健所

とき 毎月第1・第3金曜日 午後1時～3時

予約申込み ☎41―4111内線 246

◆西保健所

とき 毎月第2・第4水曜日 午後1時～3時

予約申込み ☎66―5171内線6

血圧の高い人の健康管理講習会

とき 10月13日 1：00～4：00

ところ 西保健所

目の愛護デー～10月10日～ 目の無料相談 ～お気軽にどうぞ～

とき 10月10日 11：00～3：00

ところ 県医師会館1階